

令和5年度輸入木材に頼らない県産木材供給体制促進事業



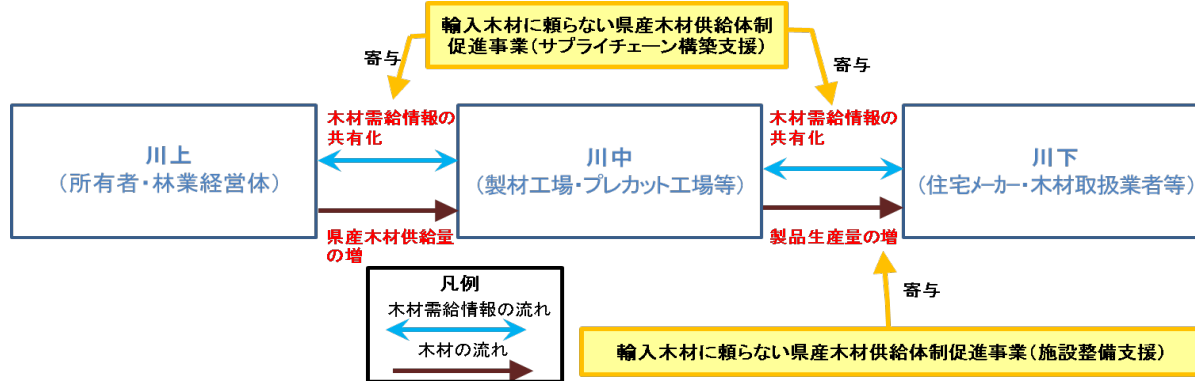
- ①生産・加工・流通を効率化することでの全体の利益の向上、②流通の多様化を強化することによる県産木材の安定調達、③輸入木材から県産木材への転換を促進することで県産木材の利用拡大を図ります！

木材加工施設の整備

- 県産木材を活用した新たな製品や、高品質の製品を加工するための施設整備費を支援します！
- 補助金 10,000千円×1件=10,000千円
(県1/2、事業者1/2)

サプライチェーンの構築

- 山元、製材・プレカット工場、工務店が連携して県産木材の利用拡大に取り組むための合意形成を促し、サプライチェーン構築に必要な資機材の導入等を支援します！
- 補助金 グループ支援(定額補助)3,000千円×2グループ=6,000千円



事業募集期間 : 令和5年12月15日(金)～令和6年1月10日(水)(定員に達し次第終了)
応募者多数の場合は、県の施策に照らし選考を行い決定させていただきます。

県ホームページ : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0905/mokuzai/supplychain.html>

提出様式 : 要望シート(県HPに掲載)

※「輸入木材に頼らない県産木材供給体制促進事業実施要領」及び
「輸入木材に頼らない県産木材供給体制促進事業実施基準」をご参照の上、ご記入ください

提出先 : 秩父農林振興センター t2472119@pref.saitama.lg.jp

川越農林振興センター f735620@pref.saitama.lg.jp

寄居林業事務所 k8101231@pref.saitama.lg.jp



木材加工施設整備支援

<事業の実施主体>

- ・ 埼玉県内の森林組合、林業・木材産業関係者
- ・ サプライチェーングループの構成員であること。あるいは、川中、川下のグループのいずれかの構成員と、施設整備により増産する木材製品の30%以上の数量について安定取引に関する協定を締結すること。
※事業開始時にこれらの条件が揃わない場合は、事業完了日までに条件を満たしてください。

<事業内容の採択基準>

次のア、イのいずれかを満たすものとし、かつウ、エ、オを満たすものとする。

- ア 県産木材を活用し、梁桁材等の新たな品目を加工する施設を整備すること。
- イ 県産木材を活用し、品質を確保するための木材加工施設(木材乾燥施設等)を整備すること。
- ウ 輸入木材から県産木材への転換に資する整備であること。
- エ 事業実施主体は、①サプライチェーン構築支援事業のグループもしくは②既存のグループの構成員であること。あるいは①もしくは②の川中、川下のグループのいずれかの構成員と、施設整備により増産する木材製品の30%以上の数量について安定取引に関する協定(実施要領参考様式1)を締結すること。なお、事業開始時にこれらの条件が揃わない場合は、事業完了日までに条件を満たせばよい。
- オ 1事業費は、おおむね250万円以上とする。

<事業実施主体の採択基準>

- ア 事業実施主体は、事業実施にあたり補助金交付決定時に付された条件や要領等の規定を順守するものとする。
- イ 事業実施主体は、事業で購入した施設については管理責任者を定めるものとする。

【問合せ先】

秩父農林振興センター	Tel:0494—24—7215	mail:t2472119@pref.saitama.lg.jp
川越農林振興センター	Tel:042—973—5622	mail:f735620@pref.saitama.lg.jp
寄居林業事務所	Tel:048—581—0123	mail:k8101231@pref.saitama.lg.jp
埼玉県農林部森づくり課	Tel:048—830—4318	mail:a4300-11@pref.saitama.lg.jp

サプライチェーン構築支援

<事業の実施主体>

森林組合、素材生産者、木材産業関係者等で構成されたグループ

<事業の内容>

川上・川中・川下が連携して県産木材の利用拡大に取り組むためのサプライチェーン構築に必要な資機材の導入等を支援する。

<事業内容の採択基準>

次のア、イのいずれかを満たすものとし、かつ、ウ、エを満たすものとする。

- ア グループを構成する工務店等の川下側が安定的に県産木材を確保できるための新たなサプライチェーンを構築する計画であること。
- イ 構成員を増やす、もしくは既存のシステム等を改良する計画であること。
- ウ サプライチェーン構築に向けた体制の整備やシステム等の構築について、グループが共同して事業を実施し、事業実施期間内に実現できる見込みがあること。
- エ 事業完了年度から3年後の県産木材の供給・利用計画を定めること。

<事業実施主体(グループ)の採択基準>

構成員

- ア 川上 素材生産者、原木市場、森林所有者等
- イ 川中 製材工場、プレカット工場、製品市場、建材流通事業者
- ウ 川下 住宅建設業者(工務店等)、木製品製造業者、建築士事務所等
※川上、川中については県内に所在する事業者を1者以上含むこと。